

第57回紀州おどり 電飾フロートパレード出演規定

1. 製作規定

全長 6 m ~ 7 m

全幅 2 m ~ 2.2 m

全高 3.8 m以内

総重量 2 t ~ 4 t

- ・ 電飾を必ず施すこと。
- ・ 運転席からの視認性を充分確保できる構造とすること。
 - ① バックミラーによる視認が可能な事。
 - ② ナンバープレートが見える事。

2. 出演規定

- ・ フロートの大きさに応じた免許を有する専属の運転手及び助手を必ず同乗させること。
- ・ フロートの周囲を最低6人以上の人で取り囲み警備すること。ただし、電飾フロートと一連の演出とみなされる人は含まない。
- ・ 出演時の走行はおどりの進行に合致すること。(約3~4 Km/h)
- ・ 搬入・搬出は交通規制時間内に行うこと。
- ・ 会場までの運搬は原則として「台車」でおこなうこと。ただし、台車での搬入が困難な場合、合法的な範囲で運搬を行うこと。

3. その他

- ・ 出演希望する場合は、電飾フロート出演申込フォームからお申込みいただくか、市役所観光課内紀州おどり事務局までお申込ください(いずれの場合も、製作図面や使用車の車検証のコピーが必要です)。
- ・ 事前に提出した製作図面等に変更がある場合は必ず事務局まで報告、協議してください。
- ・ 出演時に事前の製作図面と構造等が相違する場合は出演をお断りする場合があります。
- ・ 万一の事故等については実行委員会としては一切責任を負いません。